

事務処理標準化WGの進捗状況について

1 協議事項

- (1) 資格事務の標準化
- (2) 給付事務の適正化、標準化
- (3) 保険税水準の統一について（事務処理標準化WGに関すること）
- (4) その他事務処理標準化に関すること

2 構成団体

越谷市、三郷市、幸手市、朝霞市、川島町、戸田市、熊谷市、本庄市、鴻巣市、深谷市、さいたま市、埼玉県国民健康保険団体連合会、埼玉県

3 開催状況

第1回 令和6年7月18日（木）書面開催

- （議題）
- 1 参加するグループ別検討の希望について
 - 2 令和6年度事務処理標準化ワーキンググループで検討すべき事項について

第2回 令和7年3月19日（水）書面開催

- （議題）
- 1 グループ別検討の進捗状況について
 - 2 事務処理マニュアルの更新について

上記の他、資格、国保税、給付のグループ別検討を各3回程度実施した。

4 検討状況

別紙のとおり。

5 今後の開催予定

令和7年度は5月に第1回ワーキンググループを開催予定。

事務処理標準化ワーキング・グループにおける検討状況

項目	検討状況
1 グループ別検討の検討状況について	○ より活発な意見交換のため、資格・保険税・給付の各分野の担当者をメンバーとしてグループ別検討を行った。 ○ 資格グループでは、「外国人の取扱い」、「被保険者証廃止後の運用」について、主に議論を進めた。 ○ 保険税グループでは、「保険税減免基準の統一」について、主に議論を進めた。 ○ 給付グループでは、「一部負担金の減免及び徴収猶予」、「第三者行為求償事務の取組」について、主に議論を進めた。

国民健康保険法の改正（損害賠償請求権に関する事項）

（損害賠償請求権）＜令和7年4月1日施行＞

第六十四条 市町村及び組合は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。次条第一項において同じ。）の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

- 2 前項の場合において、保険給付を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市町村及び組合は、その価額の限度において、保険給付を行う責を免かれる。
- 3 都道府県は、当該都道府県内の市町村による保険給付の適正な実施を確保するため、広域的又は専門的な見地から必要があると認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、市町村から委託を受けて、当該市町村が第一項の規定により取得した同項の請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務の全部又は一部を行うことができる。
- 4 市町村及び組合並びに市町村から委託を受けて前項の規定による事務を行う都道府県は、第一項の規定により取得した同項の請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。
- 5 国は、市町村から委託を受けて第三項の規定による事務を行う都道府県に対し、当該事務が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三者行為事務に係る取組強化について（施行に向けた準備等）

3. 省令の改正案

国民健康保険法施行規則の改正案

（法第六十四条第三項の厚生労働省令で定める場合）

第三十二条の六の二

法第六十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 広域的事案** 一 法第六十四条第一項の規定により、同一都道府県内の二以上の市町村が、同一の第三者の行為によつて生じた当該二以上の市町村の被保険者が当該第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得している場合
- 専門的事案** 二 法第六十四条第一項の規定により市町村が取得した同項の請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を行うに当たり、訴訟手続、調停その他の裁判所における手続に関する専門的な知識を必要とする場合